

## プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン（抜粋）

令和元年 12 月 27 日

経済産業省

環境省

### 対象となる買物袋

#### ①省令に基づく有料化の対象となる買物袋の基本定義

省令に基づく有料化の対象となるのは、消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手の付いたプラスチック製買物袋である。

#### ②省令に基づく有料化の対象外となる買物袋

##### a. プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上のもの

必要な表示：フィルムの厚さが50マイクロメートル以上であり、繰り返し使用を奨励する旨の記載若しくは記号

例) 「この袋は厚さ50 $\mu$ 以上であり、繰り返し使用することが奨励されています」

##### b. 海洋性分解性プラスチックの配合率が100%のもの

必要な表示：海洋性分解性プラスチックの配合率が100%であることが第三者により認定または認証されたことを示す記載または記号

##### c. バイオマス素材の配合率が25%以上のもの

必要な表示：バイオマス素材の配合率が25%以上であることが第三者により認定又は認証されたことを示す記載又は記号

上記、省令に基づく有料化の対象外の袋に求められる表示については、袋自体への印字、シール等によって袋ごとに付されていることが必要である。

### 有料化の対象とならない袋

- ・中身が商品でない場合
- ・役務の提供に伴う場合

### 価格設定の方法について

- ・各事業者が自ら設定する。
- ・1枚当たりの価格が1円以上にする。
- ・袋は標準税率が適用され、10%の消費税が課される。